

山形県高等学校体育連盟傷害見舞金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は山形県高等学校体育連盟の主催する大会の趣旨に基づき、加盟校の参加生徒に係わる傷害見舞金（以下「見舞金」という）に関することを定める。

(事 務 局)

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、山形県高等学校体育連盟の事務局に置く。

(目 的)

第3条 この見舞金は、山形県高等学校体育連盟が主催する次の大会の競技活動中（開閉会式を含む）に起きた傷害に対して給付する。

《対象とする大会》

- 1 山形県高等学校総合体育大会
夏季競技大会 冬季競技大会
- 2 山形県高等学校新人体育大会
- 3 東北高等学校体育連盟が主催する東北高等学校競技別選手権大会
- 4 全国高等学校総合体育大会（全国高等学校競技別選手権大会を含む）

(基 金)

第4条 この見舞金の経費は、山形県高等学校総合体育大会の参加者1人60円・その他をもってあてる。

(給付対象)

第5条 給付対象は、加盟校の参加生徒とする。ただし、引率教員等についてもこれに準ずるものとする。

(見 舞 金)

第6条 見舞金の額は、下記に掲げる1から3の各号について定めた額を基準として、第8条の規程による傷害見舞金審査委員会（以下委員会という）において査定した金額を支出するものとする。

- 1 傷害見舞金
 - (1) 治療に30日以上60日未満を要するもの 2万円以内
 - (2) 治療に60日以上90日未満を要するもの 5万円以内
 - (3) 治療に90日以上を要するもの 10万円以内
- 2 疾病見舞金 20万円以内
- 3 死亡弔慰金 20万円

(請求手続)

第7条 見舞金を請求するときは、別紙様式による傷害等報告書に医師の診断書を添え山形県高等学校体育連盟会長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第8条 傷害報告書の提出があった場合に、その内容の適否を審査し、見舞金を査定するため、次の各号の定めるところにより委員会を設ける。

- 1 委員会の構成は次のとおりとする。
委員長 1名 委員 若干名
- 2 委員長・委員は、山形県高等学校体育連盟会長が委嘱し、任期は1年とする。
ただし、再任は妨げない。
- 3 査委員長は委員会を代表し、委員会を招集し、議長となり会務を統轄する。

(会 計)

第9条 この見舞金の会計は、特別会計とする。

第10条 この見舞金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 この見舞金の会計は、山形県高等学校体育連盟監事の監査を受けなければならない。

(規定の変更)

第12条 この見舞金の規程の変更は、山形県高等学校体育連盟評議員会の承認を得るものとする。

附 則

平成 5年4月 1日より施行

平成 9年2月20日一部改正

平成15年4月23日一部改正

山形県高等学校体育連盟傷害見舞金審査委員会運営規程

第1条 この委員会は必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が事故あるときには、委員長の指名する委員がその職務を行う。

第2条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ、審査及び見舞金の決定をすることができない。

第3条 委員会の議事については、会議録を作成しなければならない。

2 前項会議録には、その都度、議長及び委員1名の署名がなければならない。

第4条 委員会の決定事項については、山形県高等学校体育連盟（以下本連盟という）理事会、評議員会に報告しなければならない。

第5条 委員会の費用は、本連盟一般会計より支出する。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が本連盟会長と協議して定める。

附 則

平成 5年4月 1日より施行

平成15年4月23日一部改正